

リース業界の現状から見えるもの

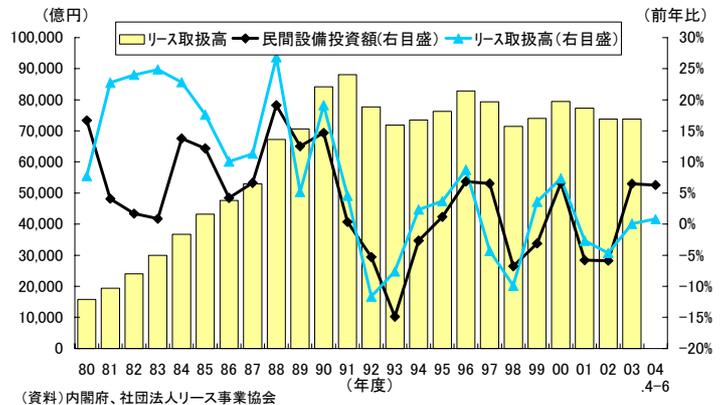
【ポイント】

1. リース取扱高と民間設備投資の相関関係に近年変化が生じている。
2. リース会計見直しの行方は不透明であるが、結果によっては現在認識されているリースメリットが否定され、リース需要に影響を及ぼす懸念がある。
3. リース会社は市場の成熟化や上記の状況を考え、ユーザーの多様化に対応していくことで新たな分野を切り開いていくことが重要である。

1. リース業界の現状

リースが日本に導入された63年以来、リース業界は成長を続けてきた。特に情報・事務機器の拡大期であった80年～89年にかけては、リース取扱高は民間企業の設備投資額を大きく上回る年率20%超の成長が続いた(図表1)。しかし、バブル崩壊後の設備投資抑制、取引先の信用不安増大等により市場は縮小が続き、取扱高は91年の8兆8,000億円をピークに近年は7兆5,000億円前後で推移している。

図表1. リース取扱高と民間設備投資

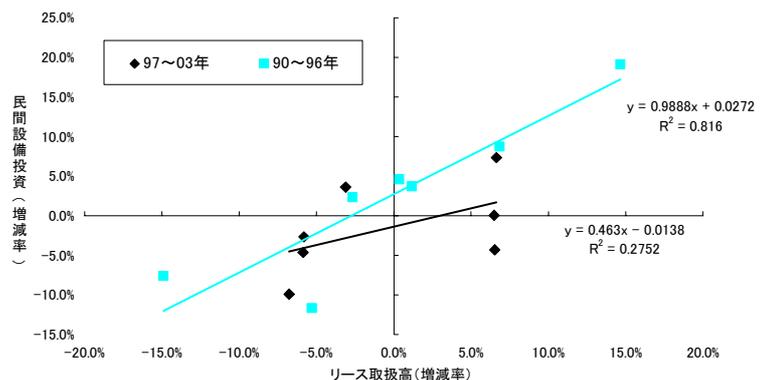


この間、リース会社自身も不良債権を抱え、主としてB/Sの改善を柱としたリストラに着手したが、低金利に端を発する熾烈なリース料率引き下げ競争が収益性の悪化に拍車をかけ、立て直しには相応の期間を要することとなった。90年代後半、地力に勝る大手はリストラを完了して本業回帰の基調を強め、M&Aを中心とした業界再編が一気に加速した。04年度に入ってからリース料率についても改善傾向にあり、ようやく採算を重視した営業が行える状況へと改善してきたところである。

こうした中、企業の設備投資が回復傾向にある。相関性を持つと言われるリース取扱高も月次ベースでは、主力の情報関連機器にも回復傾向が見られ始めており、04年度通期では対前年度比プラスを維持する可能性が高い。しかし、その関係には若干の変化も生じてきている。

リース業界の再編が進んだ97年以降と90年～96年の民間設備投資額とリース取扱高の増減率をみると、民間設備投資額とリース取扱高の相関性が以前より薄れてきている事がわかる(図表2)。これは業界大手を中心とした再編が進み、取扱高の中にM&A、リースを本業とし

図表2. 民間設備投資額とリース取扱高(増減率)



(資料)内閣府、社団法人リース事業協会

ない会社のリース子会社譲渡、リースバックなど過去に一度計上されたものが含まれていることが要因と推測される。従って、業界大手のシェアが上昇する一方、純粋な新規取扱高は更に落ち込んでいた可能性もある。また、03年度の民間設備投資額は対前年度比6.5%、04年度第一四半期も同6.3%の伸びである一方、リース取扱高はそれぞれ0.05%増、0.8%増と低位で推移している。

これは、企業の設備投資は回復傾向にあるものの、その規模は自己資金で対応できる程度のもの、リースを利用する程本格的なものではないという事であろう。また、現在リース会計基準の見直しが検討されている。仮に見直しが決定した場合の影響の一つとして、キャッシュフローが潤沢な企業はリースから自社購入に切り替える事も考えられるため、両者の関係は更に変化していく可能性がある。

2. リース会計制度見直しの行方

一般的に考えられるリースの有用性は、資金面、経費処理が可能、事務の省力化、税務面、オフバランス処理が可能などである。実際、リース事業協会が行っている「リース需要動向調査」においても、ユーザー企業は同様な点をポイントとして挙げている。こうした中で、現在浮上してきているのが「リース会計基準の見直し」である。

現行の会計基準は93年6月に企業会計審議会より公表された「リース取引に関する会計基準」である。ここでは「ファイナンスリース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理(売買処理=オンバランス)すること」とされているが、「ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外ファイナンスリースについては、例外的に賃貸借処理に準じた処理(賃貸借処理=オフバランス)を行うことができる」とされ、「賃貸借処理を採用した場合、売買処理を行った場合と同等の情報を注記で開示すること」という例外規定が残されている。日本では最終的にユーザー側に所有権が移転しないファイナンスリースが一般的であり、99.7%(リース事業協会「リース会計基準見直し」関連調査)のユーザーが例外法を採用している。オフバランスによるB/Sのスリム化だけでなく、リースを賃貸借処理と位置づけている法人税法との関係が絡んでくるため、例外規定を使えば決算で計上するリース料がそのまま税務でも費用として扱えるからである。因みに諸外国では基本的にファイナンスリースはオンバランスであり、例外規定を認めている国はない。現在話し合われているのは、この例外規定の会計処理を廃止するか否かという点である。

仮に見直しとなった場合には、リース資産をオンバランスにする事でB/S面の透明度が増すという会計面での評価の一方、ユーザー側においては税務のメリットが失われる上、面倒な事務処理も発生する。現在認識されているリースのメリットのほとんどが否定される可能性が高く、せっかく設備投資の手段として定着したリース取引が減少しかねない。

一般論として規定に原則と例外がある場合、ほとんどが例外を適用しているという状況はやはり異常であり、会計ビッグバンの流れからも国際基準に合わせる必要があると考えられる。しかし、日本のリース取引は、資産の保守管理サービスや税務メリットを目的として使う場合も多く、ファイナンスを目的とする海外の取引とは性質が違うとの指摘も多い。税務が絡むが故に年金、時価、減損会計のように国際基準への適合がすんなりとはいかない特異なケースであると考えられる。

現在、見直し賛成派、反対派の間での合意が困難な状況のため、04年3月の段階で審議

を一時中断しており、企業会計基準委員会が向こう1年間を目処にリースビジネスを営む関連業界に対して解決の方向性の検討を依頼するという形になっている。

3. 今後の成長可能性

1.でも述べたが、リース市場自体は伸び悩み傾向にある。リース比率(=リース設備投資額/民間設備投資)を見ても、96年までほぼ一貫して上昇し9.19%に達したが、その後は増減を繰り返し、03年度は8.66%である。前出の「リース需要動向調査」の結果でも、96.7%の企業が「過去に一度はリースの利用経験がある」と回答しているように、リースは既に日本で設備投資の手段として

定着したといえるが、今後についてはリース会計の見直しなど不確定な部分も存在し、従来と同じやり方では伸びが期待できないということであろう。

長期的な成長余地としてリース先進国であるアメリカのリース比率が約30%であり、この差をもって日本のリース市場成長性が残されているとする考え方もある。しかし、日本の民間設備投資額(分母)にはリース設備投資額(分子)には含まれない建設投資が含まれている、アメリカのリース取引は、投資額としては高単価な航空機やトレーラー、鉄道車輛といった輸送用機器が主力であり、情報関連機器等を主力とする日本とではリース需要そのものが異なる、といった日米間での相違がある。特に に関してはアメリカと日本の地形の違い、制度融資の有無、会計制度の違いなども影響していると考えられる。もちろんリース比率上昇の潜在余地が残されているのは否定しないが、単純に数字だけでの判断はあまり意味がないと言える。

こうした中でまず課題となってくるのは、多様化するユーザーのニーズにどれだけ対応できるか、例えば+ のサービス機能の付加、より専門性の高いリース等ファイナンスリースで対応できない部分をどれだけ実現できるか、といった点であろう。この方向性にあるのが、特定機種の効率的運用を目的とするオペレーティングリースである。今後のリース取扱高拡大という点においても有効な方式であり、既に本格的に取り組み始めている会社も見受けられる。リース会社にとっても、金融的側面が強く、料率の引き下げ競争に陥り易いファイナンスリースより高い収益性を得られる方式であるが、市場としてはまだまだ未発達であると言わざるを得ない。まずは物件査定能力の強化、中古市場の整備等オペレーティングリース発展の土台作りが先決である。

また、リース会計基準の見直しはデメリットばかりではなく、ユーザーが改めてリースについて考える良い機会でもあり、対応次第ではビジネスチャンスにもなる事を忘れてはならない。見直しの結果は何れであっても、やはりファイナンスリースへの過度の依存は改められるべき流れにあるのではないだろうか。

(審査部 猪瀬 直子)

図表3. 対設備投資リース比率

